

2 居宅系サービスを充実する

現 状

平成 18 年 10 月からの障害者自立支援法施行により、これまで別の制度であった身体・知的・精神の居宅介護が同一のサービスとなり、5 年が経過しました。

居宅介護事業（ホームヘルプ事業）を利用する方は、利用人数で 50%弱、利用時間で 10%弱の伸びとなっており、制度の浸透、事業の活用が図られている状況が見られます。

精神障害者の利用も、利用者数、利用時間ともにこの 5 年間で約 2 倍に増えています。

その他、障害者自立支援法に規定されていない難病者を対象としたホームヘルプサービスや出張調髪などのサービスを実施し、居宅での生活を支援しています。

また、施設で短期間過ごす短期入所事業（ショートステイ事業）は、身体障害者・知的障害者については家族の休養、精神障害者については本人の不安の解消を目的とする活用が見られます。ショートステイ事業を補完するサービスとして、区立大泉つつじ荘（緊急一時保護）の運営を行っています。

ホームヘルプ事業やショートステイ事業等は、障害のある方の生活支援や介護する家族等の負担軽減を図るためのサービスであり、安心して生活を送るための重要なものです。これらの事業は、入所・入院者の地域生活移行を図る観点から、また、障害者基礎調査において、家庭で介護する方が年齢的・精神的な不安を抱えているといった結果が出ており、家庭の介護力を支える観点からも重要なサービスとなっています。

障害者基礎調査の結果

【最近 1 年間で利用した居宅系サービス】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
ホームヘルプ等	16.3%	8.9%	15.5%
短期入所・緊急一時	6.1%	16.9%	4.8%

【今後のサービス利用意向】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
ホームヘルプ等	20.2%	15.4%	25.8%
短期入所・緊急一時	13.0%	34.3%	11.4%

課題

障害者基礎調査によると、身体・知的・精神の3障害ともに今後のホームヘルプ、短期入所等の利用意向が、現在の利用状況を上回っています。居宅系サービスの利用は伸びてきていますが、いまだにサービス利用に至っていない方もいます。また、医療的ケアを伴うサービスなど障害特性に対応したサービス提供体制を充実する必要があります。

ホームヘルプサービスの提供体制を強化するとともに、ショートステイ事業の充実に取り組む必要があります。

施策の方向

(1) 障害者自立支援法による居宅系サービスの充実

障害程度区分を勘案し、ケアマネジメントにより利用者ニーズを適切なサービスにつなぎ、地域生活の支援を行います。

あわせて、サービスなどにかかわる十分な情報提供に努めるとともに、サービスの質を高めるために、障害福祉サービス事業者を支援し、サービス提供体制の強化への取組を進めます。

医療的ケアを伴うサービス提供についても、法制度改正により一定の要件を満たすサービス従事者が一部の医療的ケアを実施できるようになるため、必要な環境整備を進めます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
17	障害者給付審査会の運営【障害者サービス調整担当課】 支給決定手続の透明性を確保するため、介護給付等の支給決定に関する障害程度区分の認定、支給の要否に関する審査判定を行います。	審査対象件数 身体 430人/年 知的 610人/年 精神 190人/年	継続
18	障害者自立支援法による居宅系サービス【総合福祉事務所・保健相談所】 障害者自立支援法による、居宅系の障害福祉サービスおよび地域生活支援事業を適切に実施し、安定した地域での暮らしを支えます。	巻末資料に掲載 (98ページ～)	障害福祉計画に掲載 (87ページ)
19	補装具の支給【総合福祉事務所】 車イスや義肢など、損なわれた身体の機能を補完、代替するものや、身体に装着して日常生活等に継続して使用するもの等の購入や修理に要する費用を支給します。	交付 940件/年 修理 685件/年	継続

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
20	<p>(仮称) 障害福祉サービス人材育成・研修センターの運営【障害者サービス調整担当課】</p> <p>障害福祉サービス事業者が提供するサービスの質の向上を図るため、(仮称)障害福祉サービス人材育成・研修センターを開設し、障害福祉サービスに係る人材育成体制および研修体制を整えます。</p>	調査・研究	運営
21	<p>障害福祉サービス事業者連絡会の支援【障害者サービス調整担当課】</p> <p>区内の障害福祉サービス事業者などで構成する、障害福祉サービス事業者連絡会が行う研修などの自らサービスの質を高める取組を支援します。</p>	実施	継続

(2) その他の居宅生活を支えるサービスの充実

障害者自立支援法に規定されていない難病患者へのホームヘルパー派遣や出張調髪など、必要なサービスを実施することで地域での生活を支援します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
22	<p>難病患者へのホームヘルプサービス【総合福祉事務所】</p> <p>難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるように、その家庭にホームヘルパーを派遣して、適切な介護、家事等の日常生活支援を行います。</p>	<p>対象世帯数 2世帯/年</p> <p>派遣時間 延 420 時間/年</p>	継続
23	<p>難病患者への日常生活用具支給【総合福祉事務所】</p> <p>難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るため、各種の用具の給付を行います。</p>	<p>給付件数 2 件/年</p>	継続
24	<p>重度脳性まひ者の介護【総合福祉事務所】</p> <p>重度脳性まひ者に、障害者本人の推薦による介護人(家族に限る)が、外出の付き添いその他必要な用務を行うための支援を行います。</p>	<p>対象 延 1,215 人/年</p> <p>派遣 延 18,250 回/年</p>	継続
25	<p>出張調髪【総合福祉事務所】</p> <p>重度の心身障害者で、店舗での調髪が困難な方に、理容師または美容師による出張調髪サービスを実施します。</p>	<p>利用回数 427 回/年</p>	継続

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
26	福祉電話の設置・料金助成【総合福祉事務所】 難病者および外出困難な方で、総合福祉事務所から福祉電話を貸与された方や自己所有の方に対し、基本料金等の助成をします。	130 台/年	継続
27	紙おむつの支給【総合福祉事務所】 常時失禁状態にある在宅の重度心身障害者に、区が指定した紙おむつを給付します。	延 4,080 件/年	継続

(3) ショートステイ事業の充実

地域での安心した生活を支援するため、ショートステイ事業の充実を図ります。
施設整備のため民間事業者への支援を行うとともに、区立施設でのショートステイ事業を実施します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
28	ショートステイ事業の充実【障害者施策推進課】 地域で生活する障害者とその家族が安定した生活を継続するために、ショートステイ事業を充実します。	区立 0 床 民間 20 床	区立 8 床 民間 23 床 (延べ数)
29	区立生活寮の事業移行【障害者施策推進課】 しらゆり荘を移転新築し、グループホーム・ケアホーム事業に移行するとともに、新たにショートステイ機能を加えて充実を図ります。 また、大泉つつじ荘の法内化を図ります。	しらゆり荘 工事 大泉つつじ荘 検討	しらゆり荘 開設 (平成 24 年度) 大泉つつじ荘 平成 26 年度までに法内化